



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2020年12月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

## 令和3年度予算の概算要求 福祉編



今回は、厚生労働省による来年度予算の概算要求から、福祉に関する内容に注目します。基本的な枠組みは前年度と同額で、別枠にて新型コロナウイルス感染症対応の緊要経費を要望しているところに、今回の特徴があります。

## テーマは「ウィズコロナ時代への対応」

2度にわたる令和2年度の補正予算では、「まずは国民のいのちや生活を守ることが先決」として、介護分野ではマスクや消毒用エタノール等の物資の確保や緊急包括支援交付金による支援等に重点が置かれてきました。令和3年度はこれらに加え、緊急時やパンデミック発生時でも福祉サービスの提供が安定的に維持できるよう、施設・設備の整備等にも力点が置かれます。緊要経費として要望された福祉項目は、次のとおりです。

## ➤ 介護・福祉サービス提供体制の継続支援

感染者が発生した事業所等に対し、職員確保や消毒等のかかり増し経費や衛生用品の備蓄、緊急時の応援派遣体制の構築を支援。

## ➤ マスク等衛生用品の確保

感染等発生時の事業所等の消毒・洗浄に必要な費用を補助。感染が発生した事業所等に対する個人防護具等の円滑供給の確保。

## ➤ 個室化等の環境整備

簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要な費用を補助。

## ➤ 研修や業務継続計画（BCP）の策定

職員のための感染症対策相談窓口の設置、感染対策マニュアルの作成、専門家による実地研修やセミナー、業務継続計画（BCP）の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等。

## ➤ ICT・ロボット等の導入

感染拡大防止・生産性向上・介護等業務の負担軽減と、安全・安心なサービス提供のため、ICT・ロボット等の導入を支援。

## ➤ 高齢者等に対する PCR・抗原検査支援

一定の高齢者や基礎疾患を有する者が希望により検査が行えるよう、市区町村を支援。

なお、概算要求策定の段階でこの冬以降の感染状況を予測することは難しく、今回の概算要求では、具体的な金額や施策の詳細には触れていません。今後、予算編成作業が行われる中で、その時々最新の最新情報から追加・調整が行われていくため、大幅に変更されることも予想されます。引き続きご注目ください。

参考：厚生労働省「令和3年度厚生労働省所管予算概算要求関係」  
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokan/>

# 福祉関連業種における年末賞与の支給状況

コロナ禍で年末賞与の支給時期を迎えます。ここでは年末賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果※から直近5年間（2015～2019年）における、福祉関連業種の年末賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などを事業所規模別にご紹介します。

## 3 業種とも1人平均支給額が増加

上記調査結果から1人平均支給額などをまとめると、下表のとおりです。

2019年の1人平均支給額は、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業のいずれも、前年より増加しました。きまって支給する給与に対する支給割合は、老人福祉・介護事業の5～29人だけが1ヶ月分に届きませんでした。

支給労働者数割合と支給事業所数割合は、児童福祉事業と障害者福祉事業の30～99人で100%が続いていましたが、2019年には100%ではなくなりました。

新型コロナウイルスの影響で経営状況が厳しい施設もあることから、今年の年末賞与は厳しい状況になるところが少なくないものと思われます。

業種別の年末賞与支給労働者1人平均支給額等の推移

児童福祉事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支給労働者1人平均支給額(円)	274,598	241,547	282,579	239,533	239,793	339,820	311,757	303,638	352,653	353,548
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	1.37	1.20	1.33	1.18	1.12	1.58	1.47	1.43	1.51	1.51
支給労働者数割合(%)	83.5	87.2	82.9	83.8	83.4	100.0	100.0	100.0	100.0	96.3
支給事業所数割合(%)	78.5	81.2	74.8	76.7	79.3	100.0	100.0	100.0	100.0	95.0
老人福祉・介護事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支給労働者1人平均支給額(円)	129,703	144,386	148,970	129,440	137,520	217,926	218,671	227,333	217,599	242,905
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	0.78	0.82	0.81	0.78	0.78	1.01	1.02	1.05	1.01	1.11
支給労働者数割合(%)	77.8	75.7	80.4	75.3	80.5	94.6	94.8	93.4	95.3	95.1
支給事業所数割合(%)	78.2	74.1	77.3	73.6	78.6	93.3	94.3	92.6	95.5	95.1
障害者福祉事業	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
支給労働者1人平均支給額(円)	198,032	232,032	230,337	216,529	221,559	305,404	298,266	309,085	264,439	316,452
きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)	1.24	1.26	1.26	1.12	1.05	1.61	1.58	1.50	1.50	1.41
支給労働者数割合(%)	77.8	73.9	69.0	77.3	73.5	100.0	100.0	100.0	100.0	54.5
支給事業所数割合(%)	79.6	76.2	63.0	77.4	69.6	100.0	100.0	100.0	100.0	81.8

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する事業所で常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページからご確認ください。[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&bunya\\_1=03&tstat=000001011791&cycle=7&tclassi=000001015912](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&bunya_1=03&tstat=000001011791&cycle=7&tclassi=000001015912)

## 福祉施設でみられる 人事労務Q&A



### 『職業紹介事業者を利用する際の留意点』



当施設では、人手不足解消のため継続的に求人を行っていますが、思うように応募者がこないため、民間の職業紹介事業者（以下「事業者」という）の利用を検討しています。このような事業者を利用するのは初めてなので、選ぶ時や利用する際の留意点を教えてください。



職業安定法では、事業者に対する情報提供の義務付けや、適切な業務運営のためのルールの強化が規定されており、福祉施設が適切な事業者を選ぶための環境整備が進められています。施設の求める人材像や能力をはっきりさせた上で、その利用目的にあった適切な事業者であるかどうか、事前にしっかり確認するようにしましょう。

#### 詳細解説：

##### 1. 選択する際のポイント

事業者を選択する際には、事業者の基本的な事項を確認することが必要です。厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」では、事業者の以下のような事項を確認することができます。



- ・職業紹介事業の許可を得ているかどうか
- ・職業紹介事業者の紹介により就職した人の数（2016年度に就職した人数から掲載）
- ・紹介により就職した無期雇用の人、およびそのうち6ヶ月以内に離職した人の数（2018年度に就職した人数から掲載）
- ・手数料に関する事項
- ・返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- ・その他、得意とする分野など

なお、返戻金制度を設けていること、お祝い金を支給していないことを宣言した事業者は、人材サービス総合サイト内で「医療・介

護・保育分野の適合紹介宣言事業者」として表示されます。

##### 2. 利用する際の留意点

施設が事業者に対して、求める人材の要件や労働条件などを具体的に伝えることが、採用後のトラブルやミスマッチを防ぐために有効です。事業者からの聞き取りや求職者からの質問には、わかりやすく丁寧に回答するようにしましょう。

最終的に採用・不採用は施設が決定します。事業者から紹介された人だから大丈夫だという受け身の姿勢ではなく、事前の面接などで、求める能力や技術を身につけているか、職場に順応できそうか、などを確認することが重要です。

なお、実際に事業者と契約する際には、事前に説明を受けた内容と相違はないか、手数料や返戻金などの金銭面は、施設が想定する内容に合っているか等、契約内容について入念に確認した上で締結することが求められます。



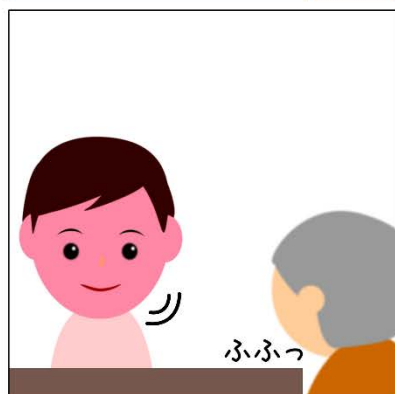
# 事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

## 『ありがとう』



### ワンポイントアドバイス

#### 「ありがとう」



「ありがとう」という言葉を、福祉施設で聞く時に、この言葉を発するのは、利用者様やそのご家族です。

この言葉を受け取るスタッフは、忙しさの中でいつしか「ありがとう」の言葉の大切さを忘れ、無反応・無関心になってはいないでしょうか？

ビジネスにおける「ありがとう」は、一般的にお金を払ったお客様に伝える言葉です。

しかし福祉施設では、逆に利用者様やそのご家族がお金を支払い、なお且つ、スタッフへ「ありがとう」と言葉を添えてくださいます。

スタッフは、なんとやりがいのある仕事に就いているのでしょう。とても幸せなことです。

しかし、忙しさの中で時に背を向けてしまったり、下を向いたままであったりと、いつしか「ありがとう」の言葉を“もらって当たり前”という態度になってしまっているのではないのでしょうか。

「ありがとう」の言葉は、利用者様やそのご家族からスタッフへの心温かなメッセージです。

事例では、アイさんが真井さんからの「ありがとう」に顔を赤らめ、うつむいています。よほど嬉しかったのでしょう。真井さんにもその嬉しさが届いているようです。

今一度、就いている職業の素晴らしさと、「ありがとう」と言っただけのことの幸せを見つめてみてください。

感謝の気持ちで受け止め、それが伝わる優しい表情や優しい態度を、利用者様やそのご家族に届けていきましょう。